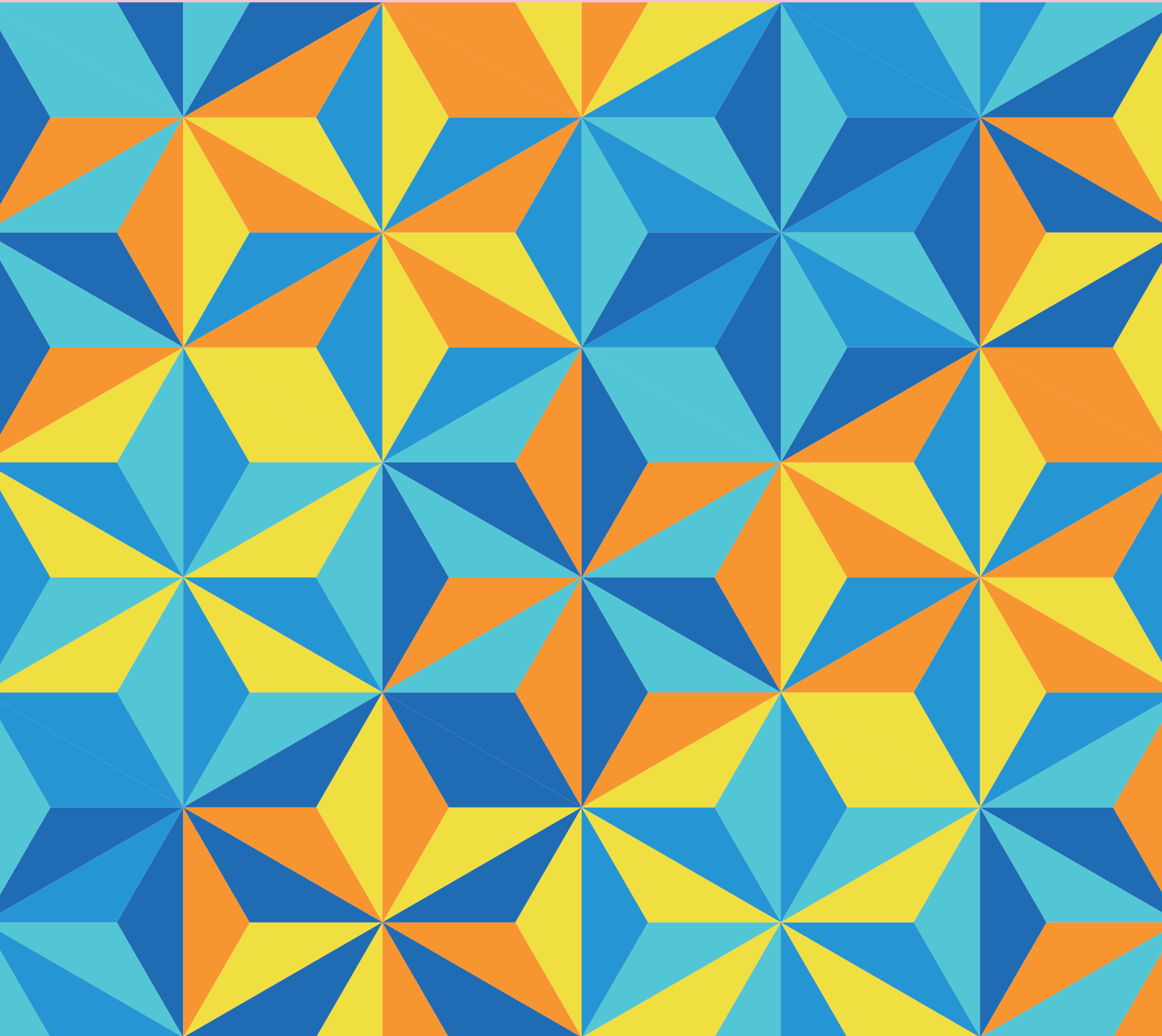


法定外労災補償制度

# 建設共済保険

厚生労働省・国土交通省認可

公益法人だから「安心・掛金が魅力」  
保険経費圧縮のチャンス



# 建設共済保険とは？

建設業およびこれに関連して行う建設業以外の事業に従事する労働者が、業務上または通勤途上に災害を被り死亡、重度の身体障害を残した場合、または傷病の状態にある場合に国の労災保険の給付に上乗せして保険金を支払う制度です。

## 建設共済保険の加入方式

基幹契約

### 年間完成工事高契約

被災者補償

諸費用補償

直前1年間の完成工事高（元請の甲型共同企業体工事高、海外工事高および消費税を除く）により掛金を算出し、元請工事、下請工事にかかわらず保険契約者が施工する建設工事現場（労災保険上の建設有期事業）に就労する労働者およびその下請負人（下位の下請負人を含む）の雇用する労働者および保険契約者を補償する契約です。但し、保険契約者が元請として請け負った甲型共同企業体工事現場と海外工事現場は補償範囲に含まれません。〔乙型共同企業体工事現場（分担施工方式）は補償範囲に含まれます。〕

付随契約

### 関連事業契約

被災者補償

諸費用補償

年間完成工事高契約の保険契約者を除く役員、契約者雇用の事務職員、建設業に関連して行う建設業以外の事業（労災保険上の林業および継続事業）で働く労働者を補償する契約です。

付随契約

### 甲型共同企業体契約

被災者補償

諸費用補償

年間完成工事高契約の保険契約者が甲型共同企業体の代表者または構成員となった場合に、そのいずれか1社が別途契約して工事現場で働く労働者を上記の年間完成工事高契約と同様に補償する契約です。  
※詳しくは共済団までお問い合わせください。

#### 《建設共済保険の掛金について》

建設共済保険の掛金は次の1及び2で構成されており、ご契約の際はこれらを全体として共済団に払い込んでいただきます。

1. 掛金全体の82%を保険料相当分として建設共済保険事業に充当します。
2. 掛金全体の18%を共済事業相当分として労働安全衛生推進事業、育英奨学事業などに充当します。(資料裏面に記載)

## 年間完成工事高契約の特長

- 1 建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- 2 被災者への補償はもちろんのこと、災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- 3 契約者割戻金制度で掛金負担が軽減
- 4 同一事故で多数被災した場合や契約期間中の複数事故でも補償額の上限無し
- 5 元請・下請を問わず無記名補償、同一現場における重複支払いも可能
- 6 代表者（保険契約者）も補償、掛金は不要
- 7 経営事項審査において15点の加点

※共済団の実施するその他の事業（資料裏面に記載）も適用されます。

# 建設共済保険の概要

## 1 保険契約者

建設業法に定める建設業の許可を受けて建設業を営む事業主であればどなたでもご加入いただけます。

## 2 契約期間

いつからでもご加入いただけます。

契約開始日の前日までに掛金を納付いただくことで、ご希望される開始日から1年後の月末までが契約期間となります。

## 3 補償の範囲

保険契約者の施工する建設工事（注）に就労する労働者が、労災保険法で定める業務災害または通勤災害により次の①～③に該当した場合に保険金をお支払いします。

①死亡された場合

②障害等級1級～7級に該当された場合

③傷病等級1級～3級に該当された場合

（注）除草・除雪などの業務委託についても補償に含まれます。（別途売上高を計上いただけます。）また、保険契約者が元請となって施工する甲型共同企業体工事は別途手続きにより補償することができます。

### 《労災保険とは》

労働者の業務上の災害や通勤途上の災害に対して補償される政府管掌の保険制度であり、療養補償（治療費など）、休業補償、障害補償、遺族補償のほか、葬祭料、傷病補償年金などの保険給付があります。

## 4 被保険者の範囲

無記名で加入いただけますので、下請負人の労働者やパート・アルバイトなど流動性の高い労働者も補償します。

①自社雇用労働者（注）

②下請負人が雇用する労働者

（労災保険の特別加入の対象となる下請企業の事業主及び役員は除きます。なお、一人親方の補償についてはお問い合わせください。）

③保険契約者（労災保険の特別加入をすることができる方）

（注）事務職員など建設業以外の事業（兼業）に就労する労働者及び保険契約者以外の役員等についても別途手続きにより補償することができます。

基幹契約

## 年間完成工事高契約

### 保険金

保険金は、被災者等に対して追加的補償を行う保険金（被災者補償）と、労働災害の再発防止の費用等労働災害に起因する企業の諸費用を補償する保険金（諸費用補償）で構成されています。  
保険金の種類は、「死亡保険金」「障害保険金（障害1～7級）」「傷病保険金（傷病1～3級）」になります。

### 保険金区分合計表

保険金区分合計 (被災者補償保険金区分) (諸費用補償保険金区分)		5,000万円 (2,500万円) (2,500万円)	4,000万円 (2,000万円) (2,000万円)	3,000万円 (1,500万円) (1,500万円)	2,000万円 (1,000万円) (1,000万円)	1,000万円 (500万円) (500万円)
保険金の種類	死亡保険金 障害保険金（障害1,2,3級） 傷病保険金（傷病1,2,3級）	5,000万円 (2,500万円) (2,500万円)	4,000万円 (2,000万円) (2,000万円)	3,000万円 (1,500万円) (1,500万円)	2,000万円 (1,000万円) (1,000万円)	1,000万円 (500万円) (500万円)
	障害保険金（障害4,5級）	4,000万円 (2,000万円) (2,000万円)	3,200万円 (1,600万円) (1,600万円)	2,400万円 (1,200万円) (1,200万円)	1,600万円 (800万円) (800万円)	800万円 (400万円) (400万円)
	障害保険金（障害6,7級）	3,000万円 (1,500万円) (1,500万円)	2,400万円 (1,200万円) (1,200万円)	1,800万円 (900万円) (900万円)	1,200万円 (600万円) (600万円)	600万円 (300万円) (300万円)

※建設共済保険では8級～14級の補償がありません。その理由についてはP6をご覧ください。

■ 保険金の支払方法は次のとおりになります。

◎被災者補償保険金

ご契約いただいた保険金額を上限額として保険契約者に支払います。

ただし、保険契約者が被災者等に支払った金額または支払うことが確定している金額が上限額を下回る場合は、その金額を保険契約者に支払います。

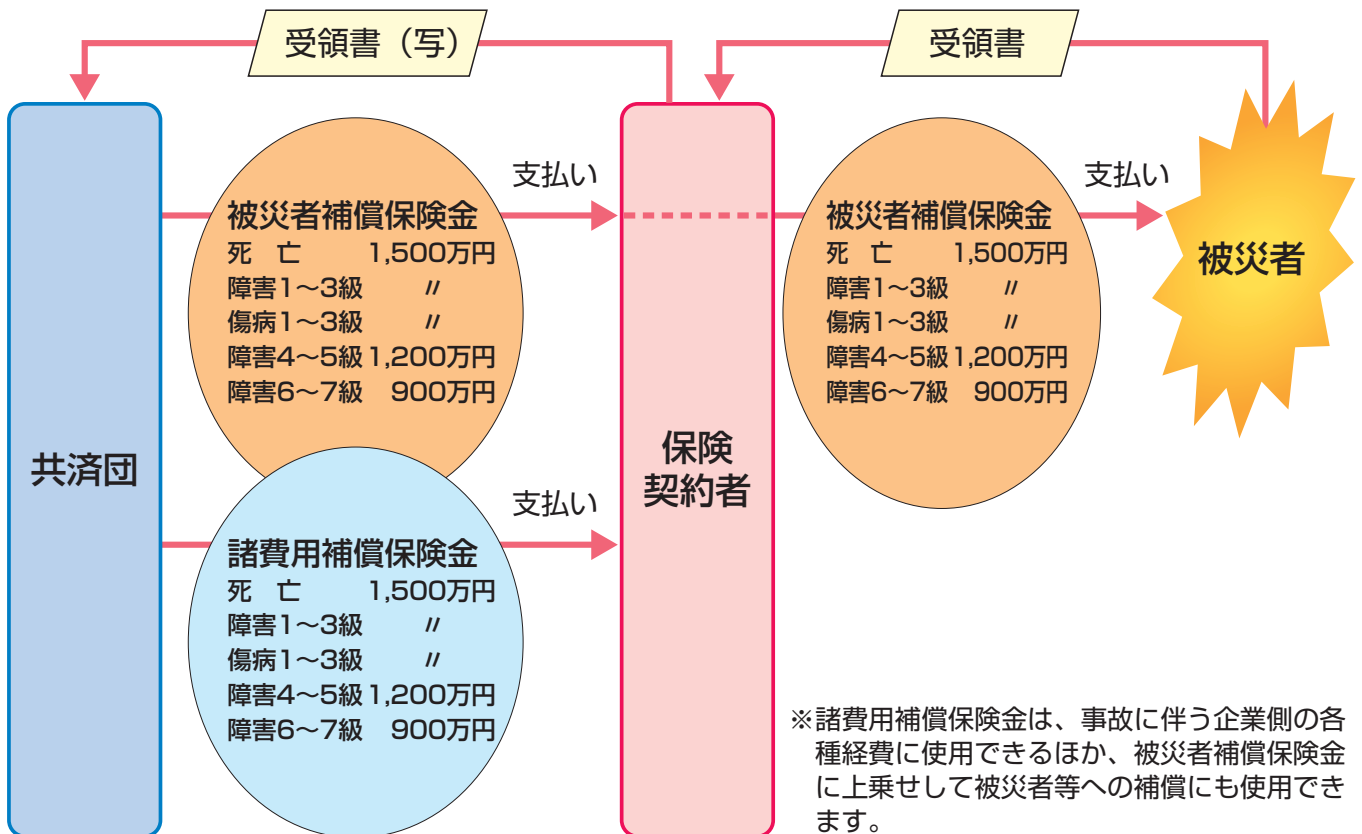
◎諸費用補償保険金

保険契約者が被災者補償保険金を被災者等に支払った場合または支払うことが確定している場合に、ご契約いただいた保険金額を保険契約者に支払います。

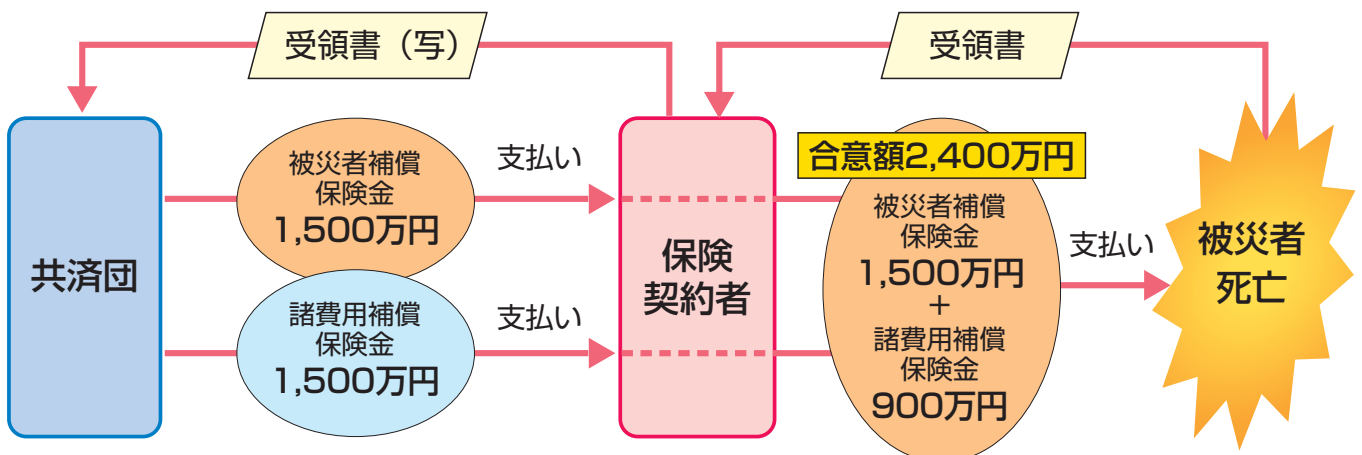
従って、被災者補償保険金を被災者等に全く支払わない場合は、諸費用補償保険金は支払いません。

また、既に諸費用補償保険金を受領している場合は全額返還していただきます。

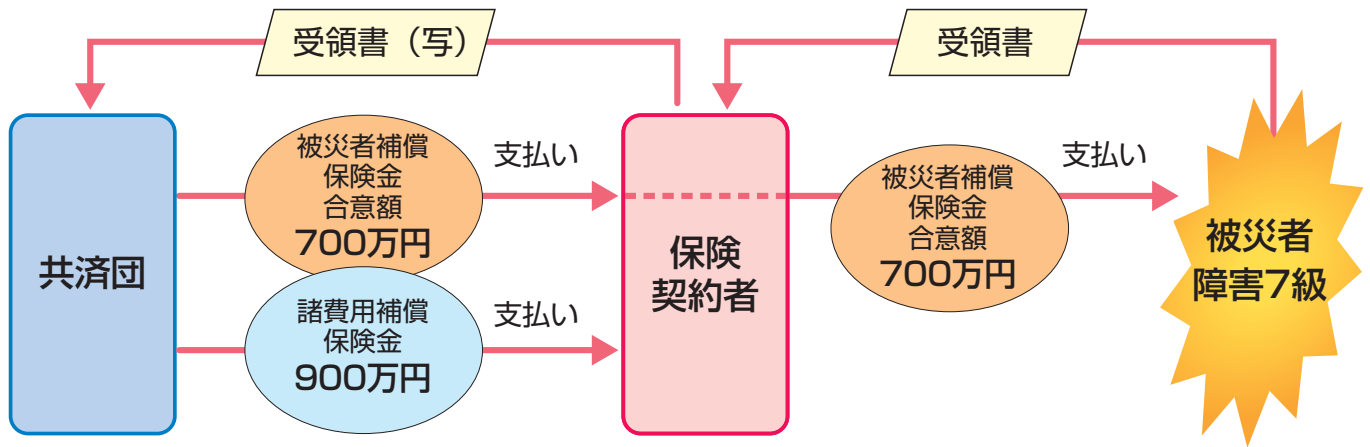
① 保険金区分合計3,000万円で加入していて労働者が1名被災



② 保険金区分合計3,000万円で加入していて労働者が1名死亡  
〔保険契約者の負担額が2,400万円のケース〕



- ③ 保険金区分合計3,000万円で加入していて労働者が1名被災し、障害7級（保険金区分合計1,800万円）に該当〔保険契約者の負担額が700万円のケース〕



## 掛金

■直前1年間の完成工事高に掛金率合計を乗じて算出します。

### 掛金率合計表

(千分率)

建設工事種類	保険金区分合計	5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
土木一式工事他3工事		1.90	1.52	1.14	0.76	0.38
建築一式工事他25工事		0.725	0.58	0.435	0.29	0.145

\* 土木一式工事他3工事：土木、とび・土工・コンクリート、水道施設、解体

\* 建築一式工事他25工事：建築、大工、左官、石、屋根、電気、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、ほ装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、造園、さく井、建具、消防施設、清掃施設、その他工事（除草、除雪含む）

### 例 完成工事高……1億円・保険金区分合計……2,000万円

土木	完成工事高 1億円	×	掛金率合計 $\frac{0.76}{1,000}$	×	無事故割引 $\frac{88}{100}$	=	年間掛金 66,880円
建築	完成工事高 1億円	×	掛金率合計 $\frac{0.29}{1,000}$	×	無事故割引 $\frac{88}{100}$	=	年間掛金 25,520円

## 付随契約 関連事業契約

● 保険金区分合計は年間完成工事高契約と同一になります。

### 1 建設業に関連して行う建設業以外の事業（労災保険上の「林業」および「継続事業」）で働く労働者を補償する場合

■ 算式……労災・前年度確定保険料×掛金率合計/100=年間掛金

## 掛金率

### 掛金率合計表

(百分率)

保険金区分合計		5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
事業種類	その他の各種事業（事務職員等）(94)	35	28	21	14	7
	林業 (02) (03)	90	72	54	36	18
	採石業、その他の鉱業 (25) (26)	65	52	39	26	13
	貨物取扱事業、清掃、火葬、と畜の事業 (72) (91)	45	36	27	18	9
	金属製品製造業又は金属加工業 (54)	30	24	18	12	6
	ガラス又はセメント製造業 (48)	20	16	12	8	4

\* 上記事業種類以外の加入をご希望の場合は共済団までお問い合わせください。（事業種類は労災保険法と同じです。）



## 2 貴社役員を補償する場合

\* 代表者（保険契約者）は年間完成工事高契約で補償されておりますので加入の必要はございません。

また、保険契約者および貴社役員の補償については労災保険の特別加入をすることができる方が対象となりますが、実際に特別加入をしていなくても補償の対象となります。

■ 算式……1人あたりの年額×人数＝年間掛金

保険金区分合計	5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
1人あたりの年額	36,000円	28,800円	21,600円	14,400円	7,200円

## 契約者割戻金制度

令和4年度から決算日（3月31日）において有効に成立している保険契約を対象とした契約者割戻金制度を導入しました。

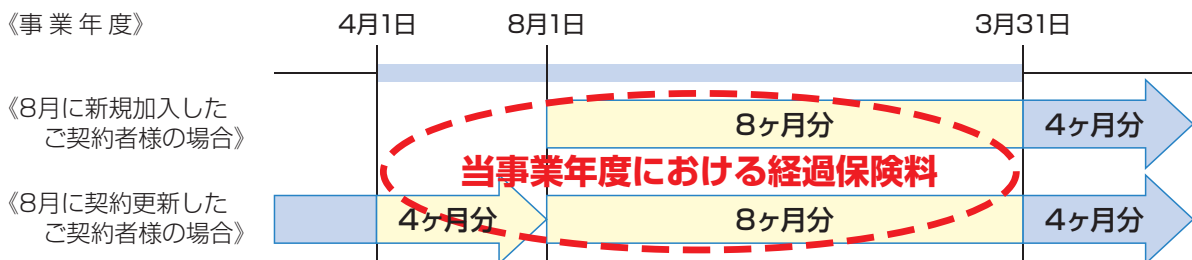
契約者割戻金制度とは、毎年の保険事業の決算〔お振り込みいただいた掛金全体のうち保険料相当分にあたる82%〕において経常収支の剰余金が発生した場合に、その全額を原資として主務官庁の認可を得た所定の方法により計算した金額をご契約者様に割り戻す制度であり、割戻金が支払われることにより掛金の負担が軽減されます。

〔契約者割戻金の算出イメージ〕



注1：契約者割戻金の基準となる保険料（契約者割戻基準保険料）は、契約者割戻金を支払う保険契約の当事業年度における経過保険料（当事業年度中の保険期間に対応する保険料とし、事業年度を跨る保険料については事業年度ごとの保険料を区分して算出）になります。

〔当財団の事業年度は4月1日から3月31日〕



注2：契約者割戻金の原資となる剰余金は、年度間の衡平性と制度の安定性を確保するため、当事業年度を含む過去3ヶ年の平均値を用いて延べ払いされることとなりますが、この平均値を当事業年度における契約者割戻基準保険料の総額で除した値が契約者割戻率になります。

注3：契約者割戻基準保険料に割戻率を乗じた値（10の位を四捨五入して100円単位）が個々のご契約者様にお支払いする契約者割戻金になります。

ただし、契約者割戻率が0（剰余金が3年連続して0）となった年度分の割戻金はありません。また、契約者割戻金の額が100円に満たないご契約者様、当事業年度の決算日（3月31日）において保険契約が有効に成立していないご契約者様には支払いはありません。

なお、契約者割戻金は、年間完成工事高契約および関連事業契約にあっては、翌事業年度の9月末日までに、甲型共同企業体契約にあっては、共同企業体契約の保険料の精算日が属する事業年度の翌事業年度の9月末日までにお支払いします。

※詳細については当団HPをご確認ください。

# 建設共済保険で障害8級～14級の補償を必要としない理由

**障害8級以下**については、「特別支給金」65万円（8級）～8万円（14級）が会社を通さず国から直接本人に給付されます。これは定額の一時金であり、当座の諸費用や入院通院費に充てることも可能です。

本体補償給付としては、給付基礎日額の503日分（8級）～56日分（14級）が「一時金」として給付されます。ちなみに、給付基礎日額とは平均賃金のことであり、被災前3ヶ月間に支払われた賃金を暦日数で割ったものです。加えて、付加補償給付として本体補償給付の2割相当（206.7～23万円を上限とする）が「特別一時金」として給付されます。

仮に、給付基礎日額を1万円とすると、障害8級の場合、特別支給金65万円に本体補償給付503万円、これに特別一時金が100.6万円加算されて、総額668.6万円になります。

また、入院・通院実費、看護、移送等を含む労災医療費はかからず、休業補償給付も給付基礎日額の8割が支給されます。さらに、被災後も雇用所得が期待できるというのが国の基本的な考え方です。

これに対して**障害1～7級**については、雇用取得が望み難いため、相応の年金給付（給付基礎日額の313日分（1級）～131日分（7級））となりますが、労災医療費・休業補償給付のほか、一時金は障害8級以下と同様に「特別支給金」342万円（1級）～159万円（7級）が給付されるにすぎません。

ここに慰謝料としてもご活用いただける建設共済保険の高い必要性があり、例えば1,000万円～2,000万円に加入すれば障害7級ならば600～1,200万円を適宜上乘せ補償することで、国の補償内容と合わせると、障害8級以下とのほぼバランスのとれた対応が可能となります。

## ◎国の政府労災保険における障害7級と障害8級との支給額（一時金）比較

※給付基礎日額1万円≒月給30万円の被災者の場合

障害7級 159万円		障害8級 668.6万円	
障害8級と比較すると509万円以上不足しますが、建設共済保険金区分合計の契約保険金を適宜活用することによりカバーすることができます	付加補償給付 (特別一時金)	100.6万円	
	本体補償給付 (一時金)	503万円	
	特別支給金(一時金)	65万円	

年金所得	将来の生活費	雇用所得が期待できる
------	--------	------------

(注) 建設共済保険金区分合計 1,000万円加入だと6割支給で600万円なので不足分をカバーできますが、諸費用補償分が殆ど会社に残りません。慰謝料の額いかんでは会社の持ち出しとなります。建設共済保険金区分合計 2,000万円の加入だと1,200万円なので、諸費用補償分が会社に残る可能性も高くなります。

# 共済団の実施するその他の事業

## 育英奨学事業

建設共済保険において保険金の支払いのあった被災者（死亡及び障害1～3級・傷病1～3級）の子供に対して、要保育期間及び小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

	要保育児	小学校	中学校	高等学校	大学
月額	12,000円	15,000円	20,000円	19,000円	39,000円
年額	144,000円	180,000円	240,000円	228,000円	468,000円

## 労働安全衛生推進事業

### 1 現場の安全衛生環境整備のための物品の頒布

●年間掛金に応じた安全衛生用品の頒布。

安全衛生用品の頒布につきましては、契約成立時の年間完成工事高契約及び関連事業契約の掛金の合計額（年間掛金）に応じて用品の送付またはポイントが付与されます。

年間掛金が20万円未満のご契約者様には当団で指定した用品をご送付します。用品の具体的な内容につきましては当団HP上でご確認ください。

年間掛金が20万円以上のご契約者様には安全衛生用品カタログ（安全衛生用品送付のお知らせ）をご送付しますので、カタログ掲載の用品の中から、付与されたポイント内でご希望の用品をご選択ください。

なお、配送については本用品を取り扱うミドリ安全様よりご送付します。

（参考）過去に頒布された安全衛生用品について

年間掛金5万円未満

「真空ステンレスボトル 350ml 1本」

年間掛金5万円以上10万円未満

「長袖クールインナー Lサイズ 1着、カットガード 1双」

年間掛金10万円以上20万円未満

「カットガードサポーター親指掛け 5双、カットガード 5双、今治あぜ織ハンドタオル 2枚」

年間掛金20万円以上

「墜落制止用器具（フルハーネス、ランヤード）、安全靴（短靴、長靴）、現場使用品（吸汗ヘルメットインナー、首用クールバンド他） など」

### 2 現場の女性専用トイレの導入及び女性専用更衣室（ロッカー付）設置の費用に対する助成。

●助成対象毎にそれぞれ最大10万円の助成を実施しています。詳しくは共済団ホームページをご覧ください。

### 3 その他、現場の安全衛生の推進に積極的に取り組まれた方への表彰などを行っています。

※このパンフレットは、「建設共済保険（法定外労災補償制度）」の概要をご紹介します。  
ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。

資料請求・掛金試算などの詳しいお問い合わせは下記へ

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8（虎ノ門琴平タワー11階）

URL : <https://www.kyousaidan.or.jp/>

ご契約に関するお問い合わせは

☎ 0120-913-931

（午前9：00から午後5：00まで）

■取扱機関

